意見募集案件	市営西駐車場の宿泊利用について
担当課	建設部土木事務所 電話 011-372-3311 内 758

意見募集期間	平成 21 年 7 月 1 日(水)から平成 21 年 8 月 1 日(土)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所案内及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク ◇中央公民館、芸術文化ホール、図書館、大曲ふれあい学習センター ◇市ホームページ、広報きたひろしま 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	建設部土木事務所 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-7700 電子メールアドレス: dobokujb@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予定時期	平成 21 年 9 月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市営西駐車場については、これまで冬期間の除雪や無人であるための事件・事故を考慮し、宿泊利用(午前 1 時から午前 6 時まで)は認めていませんでした。 しかし近年、利用者から、やむを得ず夜を通して駐車する場合などに認めてほしい旨の要望が上がってきています。 要望を受け、市では管理運営している指定管理者と協議したところ、除雪がある程度可能であること、また、事件・事故については、本来自己責任であることから、宿泊利用を認める方向で検討しています。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 市営東駐車場と同様に宿泊利用(午前 1 時から午前 6 時まで)を可能とし、新たな使用料として 1 回につき 400 円を設定します。 (3) その案の根拠となる法令の規定 駐車場法第 6 条第 1 項 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 駐車場利用者の利便性が向上するものであり、市民生活への影響は少ないものと思われます。

対象となる政策等の原案	北広島市駐車場条例及び施行規則新旧対照表
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 21 年第 3 回定例議会に提案し、平成 21 年 10 月施行予定